

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課

## 告 示

### 長崎県告示第610号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和6年12月17日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
橘湾東部加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう）
橘湾東部加入区	小型合併漁業（主として敷網を営む漁業）

### 長崎県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 長崎畝刈線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市滑石2丁目310番12地先から 西彼杵郡時津町野田郷字長谷945番4地先まで	前C	8.0~22.5	1,370.0	
	後C	10.8~103.6	1,375.7	

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト